議員提出第5号議案

足立区学校教育職員の特殊勤務手当に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第1 3条第1項の規定により提出する。

平成31年1月31日

提 出 者

足立区議会議員	針	谷	みき	お
同	ぬ 1	かが	和	子
同	は 1	き の	昭	彦
同	浅	子	けい	子
同	鈴	木	けんい	ち
同	西(D 原	えみ・	子
同	Щ	中	ちえ	子

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

少人数学級の計画的な実施及び指導等の充実を図ることで学校教育の 水準を維持し、もって教育課題の解決に資するため、本案を提出する。

足立区学校教育職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 4条第5項及び学校職員の給与に関する条例(平成31年足立区条例 第 号。以下「給与条例」という。)第18条第3項の規定に基づき、 給与条例第2条に規定する学校教育職員(以下「職員」という。)の 特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当とする。

(教員特殊業務手当)

- 第3条 教員特殊業務手当は、職員が、学校の管理下において行う非常 災害時等の緊急業務、修学旅行等若しくは対外運動競技等の引率指導 業務又は学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した 場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの(人事委員 会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。)である ときに支給する。
- 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき6,400円を 超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で 定める。

(支給方法)

第4条 前条に規定する教員特殊業務手当は、給与条例第23条に規定 する管理職員特別勤務手当を受ける職員には支給しない。

(委任)

第5条 特殊勤務手当の支給範囲、支給方法その他この条例の施行に関 し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。